

別表六の二（二十四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第 68 条の 15 の 6 第 1 項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（法第 15 条の 2 第 1 項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に開始する各連結事業年度において措置法第 68 条の 15 の 6 第 1 項の規定の適用を受ける場合に限り、）に記載します。
- 2 「教育訓練費の額20」及び「教育訓練費の額22」の各欄は、措置法令第39条の46の2第16項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する教育訓練費の額を記載します。